

令和6年度 福島県の高校生海外留学応援事業  
留学準備プログラム（Ⅱ期）参加者募集要項

## 1 趣 旨

「福島県の高校生海外留学応援事業」は福島県出身の世界的歴史学者である朝河貫一博士にならい、世界で活躍する「ふくしま人」を育成するため、アメリカの大学への入学を支援する留学準備プログラムを実施するとともに、対象の大学への留学を希望する高校3年生から学費支援候補者を選考し、入学決定後に学費を支援する。

留学準備プログラムでは、アメリカの大学へ進学を希望する高校生に対し、留学のための進路指導や大学での学びに必要なカレッジスキル（学習技術）の育成を行う。

2 主 催 福島県教育委員会

3 期 間 令和5年7月から令和8年1月

4 会 場 オンラインによる実施及び郡山市内の会場（予定）

5 募集人数 最大20名（定員に空きがあるため追加募集します。）

## 6 参加条件

次の（1）～（4）の全てを満たす高校生とする。

- （1）県内の高等学校に在籍する県内在住の高校生であること（特別支援学校高等部在籍者を含む）。
- （2）アメリカの大学への進学を希望し、プレゼンテーションやディベートなどのスキルを向上させる意欲があること。また、大学進学後は自らの学びを発信したり、次の世代の高校生へ還元したりできること。
- （3）CEFR B1レベル相当（英検2級合格相当）以上の英語力を有すること。または、年度内にCEFR B1レベル相当以上になると見込まれること。
- （4）中学生・高校生の国際理解・国際交流論文朝河貫一賞（9月上旬募集）へ応募すること。詳細は県教育委員会ホームページを参照のこと。
- （5）6月22日（土）に行われるアメリカ留学応援セミナーに参加することが望ましい。詳細は別途配付した実施要項を参照のこと。

## 7 内 容

英語または日本語によるオンライン研修と参集型の研修を、今年度は年7回実施する。講座はオンラインでの実施を原則とするが、1月に実施する最後の講座については、県の指定する郡山市内の場所で参集型により実施する。

- （1）開講式
- （2）留学のための進路指導
- （3）プレゼンテーション・ディベート・ディスカッション
- （4）エッセイライティング
- （5）海外大学留学生との交流会
- （6）成果発表会

## 8 講座の日程と実施方法

講座は月に一回実施する。原則として、長期休業中以外は土曜日に実施する。

回	日時	内容（実施方法）
1	7月25日（木）16時～19時	開講式、講座1（オンライン）
2	8月13日（火）16時～19時 または夏休み中の任意の一日	講座2：英語試験受験（オンライン）
3	9月14日（土）16時～19時	講座3（オンライン）
4	10月19日（土）16時～19時	講座4（オンライン）
5	11月9日（土）16時～19時	講座5（オンライン）
6	12月14日（土）16時～19時	講座6（オンライン）
7	1月25日（土）13時～16時	講座7：成果発表会（参集）

※ 日程や内容については、変更になることもあります。

## 9 受講に必要な設備

- ・WEB会議サービスのZoomが利用できるインターネット環境及びPC端末等
- ・WEBカメラとマイク付きイヤホン等

## 10 受講料

無料とする。ただし、「9 受講に必要な設備」に係る準備費用や通信料、参集の際の会場までの交通費は自己負担とする。

## 11 応募方法

下記（1）、（2）の応募書類を作成し（署名欄を除きパソコン使用可）、学校でとりまとめのうえ、下記提出先に令和6年6月28日（金）必着で郵送またはメール送付する。

- （1） 応募用紙（別紙様式1）
- （2） 応募理由書（別紙様式3）

郵送先：〒960-8688 福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁高校教育課「ふくしまの高校生海外留学応援事業」担当

メールアドレス：[ozawa.keiko@fcs.ed.jp](mailto:ozawa.keiko@fcs.ed.jp)

## 12 参加者決定について

提出書類を審査のうえ参加者を決定し、結果を応募者の学校に通知する。

## 13 その他

- （1） 応募書類は返却しないので、書類の写しを保管すること。
- （2） 応募者の個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の目的以外には使用しない。
- （3） 応募者の情報は、緊急時の対応やグループ編成のため、委託業者に提供することがある。
- （4） 本事業の広報のため、プログラム受講等の様子を撮影し、県広報への活用や報道機関等に提供することがある。
- （5） 講座を無断で欠席したり、本プログラム参加者として相応しくない行為があったりした場合は、参加資格を取り消すことがある。
- （6） 進路変更により、海外への進学を希望しなくなった場合は、本プログラム参加を辞退すること。
- （7） 本プログラムに参加しなくとも、学費支援候補者募集に応募することができる。